

## 所得税・個人住民税の定額減税について

### 1 概要

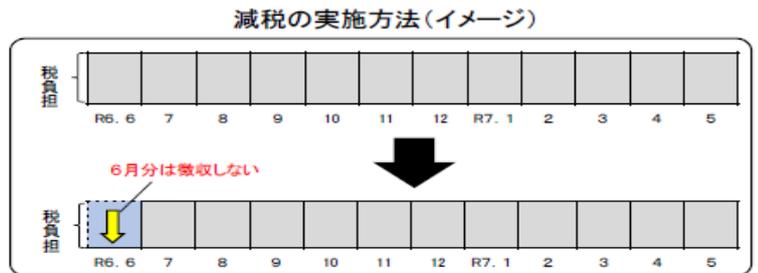
- (1) 目的 賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として実施
- (2) 内容 令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、4万円(所得税3万円、個人住民税所得割額1万円)の減税を行う。

定額減税額＝1人4万円×(本人＋扶養親族) ※扶養親族2人の場合:12万円(4万円×3人)

### 2 個人住民税所得割額に係る定額減税の実施方法(イメージ)

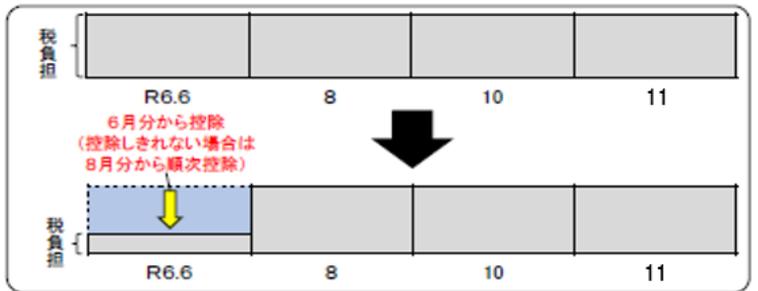
#### 給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税」後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。



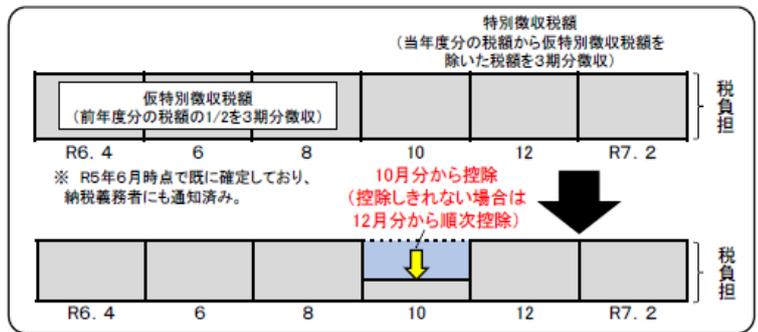
#### 普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。



#### 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税」前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。



### 3 所得税に係る定額減税の実施方法(イメージ)

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
①給与所得者	減税 ↓						
	・R6年6月以降最初に支払われる給与等に係る減税前源泉徴収税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、以後支払われる給与等において順次控除						
②事業所得者等		第1期分予定納税 減税 ↓				第2期分予定納税	
	・予定納税対象者:第1期(7月分)の予定納税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、第2期分(11月分)において控除 ・予定納税対象者以外は、令和6年分確定申告時に減税前税額から控除						
③公的年金等の受給者	減税 ↓						
	・R6年6月以降に支給される公的年金等に係る減税前源泉徴収税額から控除(減税) ※控除(減税)しきれない場合は、以後支給される公的年金等において順次控除						